

ケアプランやまかわ運営規定

(目的)

第1条 ケアプランやまかわ（以下「事業所」という。）は、介護保険法の理念に基づくとともに高齢者が自立した生活が送れるよう、又老化に伴い介護が必要な者に対して、事業所は、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われること。

2 事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。又被保険者が申請を行われいてるか、否かを確認してその支援も行う。

3 事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多用なサービスと事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に居宅サービス計画が提供されるよう配慮する。

4 事業所は、吉野川市から介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立に行う。さらに被保険者に対し正しい調査が行えるよう研修に努める

5 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することないように公平、中立に行う。

6 事業所は、利用者からの委託を受け、居宅介護支援を提供するについては、事業所の契約書をもって実施する。

(事業所の名称)

第3条 この事業所は、「ケアプランやまかわ」という。

(事業所の配置)

第4条 この事業所は、徳島県吉野川市山川町51番地におく。

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人博友会とする。

(職員の職種、人数、及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、
規程の適合範囲内で、一部職種については増減又は兼務することができる。

一 管理者 1名

イ 事業所を代表し、業務の統括の任に当たる。

ロ 他の業務との兼務をしても差し支えない。

二 介護支援専門員 4名

イ 第2条の業務に当たる。

ロ 利用者35名又はその端数を増すごとに1名を標準とする。

三 事務員（兼務）

四 職員の資質向上のために研修を確保する。

(営業日、営業時間)

第7条 この事業は、毎週月曜日から金曜日までとし、国民の祝日及び12月29日から
1月3日までの年末年始は休業とする。ただし、休業・夜間であっても併設施設と連携
し、24時間常時連絡可能な体制とする。

2 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、他の時間につ
いては、連絡可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第8条 事業所は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ初回訪問時、又は利用
者から定時を求められたときは、これに応じるものとする。

2 事業所は、被保険者の申請代行、さらに町の委託の要介護認定調査については、その
者の提示する被保険者証の確認を行う。

又、要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は、被保険者証又は介護認定の
確認を行う。

3 介護認定における吉野川市の委託調査については、調査の留意事項に精通し、町民に
公平、中立で正確な調査を行う。

- 4 事業所は、市内の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。
- 5 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期限が終了する1か月前からできるように必要な支援をする。
- 6 事業所は、要介護認定者の居宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、作成する。又医療・保健・福祉の多用なサービスを他の事業者と連携し、総合的、効果的に実施する。
- 7 事業者は、以下の正当な理由以外に業務を拒否してはならない。
 - 一 事業所は現員からは利用申込に応じきれない場合。
 - 二 利用申込者の居住地が事業者の通常の事業の実施地域外である場合。
 - 三 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合。

(事業の内容)

第9条 事業の内容については次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画の作成
 - イ 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - ロ 作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにする。
 - ハ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、それに置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。
- 二 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者についての把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上で留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

ホ 介護支援専門員は、当該居宅サービス計画の原案について、会議・紹介等により、サービス担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

ヘ 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。

二 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

三 介護保険施設の紹介等

イ 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。

ロ 介護支援専門員は、介護保険施設から退所、退院しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は吉野川市とする。

(利用料、その他の費用の額)

第11条 事業所は、申請支援、居宅サービス計画作成費等については、利用者及びその家族から一切の費用負担を受けない。

2 通常の事業の実施地域以外から要請があった時の交通費については、利用者の同意を得てから実費の支払いを受けることができる。

3 通常の事業の実施地域以外から交通費の支払いを受けた時は、領収書を発行する。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第12条 事業者は、吉野川市に対し、その実施状況に関する情報を記載した文書を提出する。

(秘密保持)

第13条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなく、その業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。

2 事業所の運営規定の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

3 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要、又は当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

4 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。

又居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成11年10月1日より施行する。

この規程は、平成19年9月1日に一部改正し同日より施行する。

この規則は、平成26年1月24日に一部改正し同日より施行する。